

# （仮称）板橋区都市づくり推進条例案の概要に対する パブリックコメントの実施結果について

## （１）実施概要

実施期間：令和２年５月１４日（木）～令和２年６月４日（木）（２２日間）

提出者：１１人、意見項目：６７件

## （２）意見の概要と区の考え方

番号	内 容	区の考え方
① パブリックコメント制度に関するもの		
1	・パブリックコメントの募集期間が 20 日間しかなく、短すぎる。少なくとも 1 カ月は設けるべきではないか。（3 件）	パブリックコメント制度の手続きにつきましては、「東京都板橋区区民参加推進規程」に基づき、一定のルールにより実施しています。
2	・パブリックコメントを募集する前に、住民説明会の開催が必要である。	今回のパブリックコメントの募集期間については、可能な限り長く設定し、多くの方からご意見頂けるよう努めさせていただきました。
3	・案の概要ではなく、条例案そのものに対しても区民が意見を述べて、行政と話し合い、条例案をより良いものにしていく機会を設けてほしい。	住民説明会の開催は予定しておりませんが、本条例についてご意見等ございましたら、区にお問合せ下さい。
4	・「条例案の概要」が示されただけで、内容は漠として要領を得ないものである。従って、具体的な条文が明示された段階で、改めて区民に意見を求めるということが必須の民主的手続きと考える。	なお、条例案につきましては、今後、区民の代表である区議会に提案し、ご審議頂きます。
5	・意見募集の対象者に「区内在住の方」と「区内で活動する個人」とあるが、両者を特に区別する理由は何か。（2 件）	意見募集の対象者として、区内在住・在勤・在学の方だけでなく、区に少しでも関わりがある方も幅広く対象者となるよう、このような表現を用いています。
6	・条例案の概要について、もっと分かりやすくして区民の意識を高めさせ、積極的な発意と参加を促すものにすべきである。	パブリックコメントを募集する資料の中で、条例案の骨格となる主な制度を要点としてまとめて示させていただきました。 ご意見を踏まえて、今後とも区民に分かりやすい資料作りに努めていきます。
② 目的に関するもの		
7	・これから30年後の2050年に向けた、板橋の東京における位置づけを明確にし、本区域内の価値を高めるためにも、この都市づくり推進条例案の策定は重要な役割を担うと思われる。より有効な条例案とするためには、概要に示される通り区	「板橋区都市づくりビジョン（都市計画の基本的な方針）」（以下「都市づくりビジョン」という。）で掲げる将来像を実現していくため、条例に区民等の役割、事業者及び区の責務を定め、各々の立場で都市づくりを推進していくことが重要です。

	民・事業者・区による協議会を主体として、大学の研究機関や専門のシンクタンクの助言を受けながら策定を進めることが望まれる。	なお、本条例で規定する制度は、その実効性の一部を担っていると考えています。
8	・高齢化社会の進展と人口減による都市の埋没を避けるためにも、前向きな区の活性化が必要であり、区民・事業者・区が協力して動き出すためにも、実効性の高い都市づくり推進条例案が策定されることを期待する。	
③ 都市づくりの基本理念		
9	・都市づくりの基本理念として、「区をより良いまちとする」、という内容があいまいで具体性に欠けている。本条例だけを読んで内容が分かるようにすべきである。	ご意見を踏まえ、条例を作成する際は、引き続き、表現について検討していきます。
10	・今後の高齢化社会に対応するため、住まいからの都市づくり・環境づくりが望まれる。	高齢化社会に対応するための都市づくり(医療・介護等関連施設の誘導、日常生活利便施設の誘導 等)を行う場合は、条例のまちづくり協議会の制度をご活用頂き、都市づくりのルール(まちづくり憲章・地区ガイドライン・地区計画)を検討することもできます。
④ 区民等の役割、事業者・区の責務に関するもの		
11	・区民等の役割について、「都市づくりビジョン」の実現に寄与することが目的の都市づくりに協力することを「協働」の意味としているが、この場合、異議を唱え、対案を出す行為は、「協力していない」「協働に背くもの」と扱われかねない危惧がある。協働の協は協議の協でもある。異議を認め協議することは協働に反しない点を、いずれかの形で明示すべきものとする。	ご意見の「異議を認めて協議すること」は、課題解決や協力を行う様々な過程の行為の一つであることから、条例に本内容を取り上げて明示することは、難しいです。  「協働」の定義・概念は、区のみならず都市づくりに係る多様な主体と「都市づくりビジョン」の将来像を共有し、相互の立場や特性を認め、共通する課題を解決し、「都市づくりビジョン」の将来像の達成に向け、共に取り組み協力していくことが「協働」であると考えています。
12	・「協働」の定義・概念は、どのようなものか。(2件)	
13	・「事業者の責務」で掲げる関係住民への十分な説明について、形式的な説明とならないよう、もう少し強く理念を記載し促してい	事業者の責務で掲げる「関係住民への十分な説明」について、形式的な説明とならないよう条例で規定することは難しいです。

	くべき。	<p>開発事業は地域の都市づくりに大きな影響を及ぼすことから、当該開発事業者は、都市づくりを担う一員としての責務があると、区は考えています。</p> <p>そのため、条例の中で事業者の責務として、区の施策への協力や、地域における良好な環境及び地域の価値の維持・向上に資するための協力を位置付けています。</p> <p>なお、一定の高さ以上の建築物については、「東京都板橋区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき、事業者から関係する住民の方に対して説明を実施しています。</p>
14	・区の都市計画の担当者が数年で変わってしまう。事業計画は5年以上掛かるのが一般的のため、区とまちづくり協議会が都市づくりを共有するには、担当者の継続を望む。	<p>区の職員の異動による担当者の変更に関わらず、まちづくり協議会に対し継続的な支援を行っていただけるよう、職員の人材育成や業務の引き継ぎに努めていきます。</p>
15	・「区の責務」として、区側の計画を積極的に情報開示する責務に触れられていない。協働以前の問題である。	<p>都市づくりに関する必要な情報の提供については、本条例に盛り込むことを検討していますが、区が作成する計画を情報開示することについては、本条例で改めて規定するまでもなく、既に「東京都板橋区区民参加推進規程」の中に区の責務として定められており、実施もされているところです。</p>
⑤ 都市づくりを先導的に推進すべき地区等に関するもの		
16	・「都市づくりを先導的に推進すべき地区」並びに「都市づくりを先導的に推進すべき地区に準ずる地区」とは何か。	<p>「都市づくりを先導的に推進すべき地区（以下「推進地区」という。）」は、「都市づくりビジョン」の中に位置付けられている「今後20年で都市づくりを優先的に推進する地区」のことであり、現在40地区を指定しています。</p> <p>「都市づくりを先導的に推進すべき地区に準ずる地区」は、推進地区とは別に本条例で新たに指定するものです。具体的には、区として新たに都市づくりの方向性を決める必要がある地区について指定し、次回の「都市づくりビジョン」の改定時に、推進地区となる可能性がある</p>
17	・「都市づくりビジョン」では、先導的な取り組みとして5つのエリアが示されている（板橋駅西口周辺、加賀周辺、ときわ台駅周辺、新河岸周辺、高島平周辺）。条例案にある「都市づくりを先導的に推進すべき地区」および「都市づくりを先導的に推進すべき地区に準ずる地区」とは、この5つのエリアの中から指定するということか。	

		る地区としています。
⑥ 区民発意による都市づくりの促進に関するもの		
18	・「まちづくり協議会」と「都市づくり」の関係性をまずはっきりとさせる必要がある。	条例に基づく「まちづくり協議会」は、都市づくりのルール（まちづくり憲章・地区ガイドライン・地区計画）の検討や都市づくりのルールを活用し、事業者と開発協議などを行う団体としています。
19	・まちづくり協議会は誰によって構成されるのか。その選任方法はどのようなものか。 (2件)	まちづくり協議会は、区民発意による都市づくりを実施する住民の団体です。 具体的な構成人数等の要件は、規則で規定をいたします。
20	・従来あった、そして現在も稼働しているまちづくり協議会と条例に基づくまちづくり協議会の関係はどのようなものか。	従来から、地区計画（既に都市計画決定されているもの）の目標や独自のガイドライン（建築ルールを定めたもの）を活用して、事業者との開発協議を行うことにより都市づくりにご協力いただいているまちづくり協議会においては、当該協議会の意向を確認させて頂いた上で、条例に基づく「承認まちづくり協議会」となる予定です。
21	・まちづくり協議会と区の関係はどのようなものか。	区は、「まちづくり協議会」を団体の組織状況及び活動の段階などにより3段階（「届出」・「登録」・「承認」）のまちづくり協議会に分け、段階に応じた支援を行っていくこととしています。
22	・まちづくり協議会の認知度が低いことを改善する必要がある。「まちづくり協議会」に関する情報もインターネット上ではほとんど見つけられない。	まちづくり協議会に対する支援の一環として、板橋区公式ホームページ等により、団体名及び活動区域等を公表していくことを検討しています。
23	・条例案に示されている3つのまちづくり協議会は、「都市づくりビジョン」のどこに位置づけられるのか。	まちづくり協議会は、「都市づくりビジョン」の第7章「2 協働・マネジメントによる都市づくりの推進」に記載している「区民等が主体となった都市づくりの推進」を行っていくための具体的な方策となります。
24	・今回の資料から「登録まちづくり協議会」と「承認まちづくり協議会」があることは分かるが、それぞれどのように発足し、登録・承認を得るのかの手続きが分からない。	まちづくり協議会の申請手続きや各段階の要件は、条例及び規則で規定していきます。 要件としては、区域の大きさ・土地所有者等の同意率・会の規約があること等を規定するこ

	その辺りの情報発信から徹底して頂きたい。	とを検討しています。 なお、条例制定後には、制度の内容を周知するためにパンフレット等を作成し、情報発信していきます。
25	・三種類のまちづくり協議会が、実際の都市づくり行為とかかわる際の、役割の相違とは何か。若しくは、都市計画の種別によって、どの計画にどのまちづくり協議会がかかわるかが変わるのか。	まちづくり協議会は、団体の組織状況及び活動の段階などにより3段階に区分しているものであり、都市計画の種別による区分ではありません。
26	・まちづくり協議会の認知、について、区側に認知が必要とすると、行政に都合の悪い団体は認知されない疑念がわく。この段階に至る前の手続きが見えない。住民の権利を保障する手段がほしい。	本条例に基づくまちづくり協議会に係る制度は、「都市づくりビジョン」の方向性に沿って都市づくりを実施する住民の団体の活動を、区が支援する制度です。 そのため、「都市づくりビジョン」の方向性によらない独自の活動を行う任意のまちづくり協議会の活動を妨げるものではありません。 なお、具体的な申請の手続きは、規則で規定をいたします。
27	・まちづくり協議会は、地区計画制度等を活用した区民発意の都市づくりを推進するために位置付けられているが、発意後の計画策定過程、さらには運用過程での住民参加、あるいは住民の意見の再検証などの手続きがない。	地区計画の申出後の手続きは、規則で規定をいたします。地区計画の策定過程では、都市計画法に基づく公告・縦覧や意見募集を行い、住民の意見を聞いた上で、地区計画を決定いたします。 また、地区計画が都市計画決定された後は、地区計画に定める目標を達成するため、「承認まちづくり協議会」として、開発協議を自主的な活動として行うことが可能です。
28	・都市づくりのルール（地区計画以外）は、「都市づくりビジョン」のどこに位置付けられるのか。	地区計画以外の都市づくりのルール（まちづくり憲章・地区ガイドライン）は、まちづくり協議会に係る制度を検討する中でより良い方法として設定した仕組みであり、「都市づくりビジョン」に明記はございません。 なお、本制度は、「都市づくりビジョン」の第7章の「2 協働・マネジメントによる都市づくりの推進」の中の区民等が主体となった都市づくりの推進を行っていくための具体的な方策になります。

29	<p>・まちづくり憲章とは、何を指すのか。都市計画との関係性はどのようなものか。(2件)</p>	<p>「まちづくり憲章」は、合意形成などの問題から都市計画の決定に至らなかった一定の区域で、その意思を尊重するために、一定の基準を満たしたものについては、その地域特性に応じた都市づくりの目標を掲げて、そのまちのあるべき姿を「まちづくり憲章」として登録することとしています。</p> <p>なお、「まちづくり憲章」と都市計画については、直接関連はありません。</p>
30	<p>・地区ガイドラインとは、「都市づくりビジョン」の「エリア別の都市づくりの展開方針」のことか。</p>	<p>「地区ガイドライン」は、まちの目標に対して、建物高さや最低敷地面積等の具体的な建築物に係るルールとしています。</p> <p>なお、「都市づくりビジョン」における「エリア別の都市づくりの展開方針」と整合性のある内容となりますが、直接関連はありません。</p>
31	<p>・地区計画や土地利用自主ルールを運用するにあたって、区長の承認事項だけになっているが、区民の代表機関である議会の関与も大事ではないか。地方自治法では、市民の権利の制限に関することは、議会で承認することが原則として想定されているがどうか。</p>	<p>地区計画の策定過程においては、都市計画法に基づく手続きと併せて、区議会に対して必要な報告を行い、ご意見を頂戴しています。</p> <p>地区計画以外の都市づくりのルール(まちづくり憲章・地区ガイドライン)については、地区計画の申出に向けて、地域の機運醸成をするため、事業者への周知・協議機会の確保等に区として支援することを目的としていることから、当該段階では市民の権利を制限することには当たらないと考えます。</p>
32	<p>・まちづくり協議会と事業者の協議内容は議事録にすることとし、必要に応じて区民への公開が可能なようにしてほしい。</p>	<p>まちづくり協議会の透明性を確保するため、まちづくり協議会と事業者が行う協議内容の公開については、どのような形が望ましいのかまちづくり協議会と調整し、検討していきます。</p>
33	<p>(3)「地区の都市づくりの尊重」</p> <p>・「承認まちづくり協議会」協議会のしくみについて</p> <p>まちづくり協議会との協議対象に、敷地面積が広い神社、仏閣等が対象となることが想定される。</p> <p>その様な中で、地域の「まちづくり協議</p>	<p>敷地面積が広い神社、仏閣等の施設が含まれるエリア内において、本制度によるまちづくり協議会を組織し、都市づくりのルール(まちづくり憲章・地区ガイドライン・地区計画)を検討する際には、是非、検討の場にご参加頂き、ご意見をお伝えください。</p> <p>なお、本条例では、5,000㎡以上等の周辺に</p>

	<p>会」との協議が、宗教、信仰など、個人の信条に関係した判断等により、協議がうまくいかない場合、どのように解決していけばいいのか懸念される。</p>	<p>対し大きな影響を与える規模の土地の取引を行う際は、開発事業者に対し、条例に基づくまちづくり協議会との協議を義務付けていきます。これにより、開発事業者に対して、一定程度まちの合意を得ている都市づくりのルールを踏まえた、より良い開発を求めていくための協議の機会としていきます。</p>
34	<p>・協議会を継続させるためには、協議会を開催する前に懇談会を開き、共有・協働する事項を確認し、段階を踏んで協議会に進むことが必要と考える。</p>	<p>ご意見のように、まちづくり協議会の組織状況及び活動の段階毎に、活動の目的や議論内容を整理し、まちづくり協議会が段階的にステップアップし、継続的な活動に繋げることを促進できるような制度としていきます。</p>
35	<p>・協議会を継続させるために最も重要なことは、コンサルタントの資質だと思います。地域を理解して、他のまちの真似事ではなく、情熱をもって創ろうとする人を選ぶことが必要だと考える。</p>	<p>区としても、都市づくりを推進するためには、コンサルタントの資質は重要であると考えます。</p> <p>そのため、区から派遣するコンサルタントは、都市づくりの実績や資格などを確認した上、登録及び派遣を行う制度となります。</p>
36	<p>・まちづくり協議会と事業者との協議などについて、協力・努力義務など曖昧な表現しかないのは残念である。</p>	<p>本条例では、5,000㎡以上等の周辺に対し大きな影響を与える規模の開発事業については、開発事業者に対し、条例に基づくまちづくり協議会との協議を義務付けていきます。</p> <p>一方で、当該規模以下の開発事業については、まちづくり協議会との協議及び地区ガイドライン等への適合について、努力義務としてこれまでと同様に開発事業者に対し、協力を求める内容となっておりますが、開発事業者とまちづくり協議会の協議状況については、区も把握していくこととしています。</p> <p>開発事業者とまちづくり協議会が協議の中で、都市づくりのルールを踏まえたより良い開発となるために必要な内容を、ご協議ください。</p>
37	<p>・地区計画決定時に、事業者等と区又はまちづくり協議会等との協定・協約を結ぶことを努力するとの文言があると有難い。</p> <p>ただし、事業者が協議会等と協定・協約</p>	<p>地区計画は、地区のまちづくりの基本的方向や地区の建物ルール等を規定するものです。そのため、民間同士の協定・協約行為を地区計画の中に規定することは、本条例に基づく事業者</p>

	等を交わす為には、まちづくり協議会が成長し、信頼関係が成立していないと難しいとも考える。	とまちづくり協議会の協議において、協定・協約を結ぶ方向性で協議を進めてください。
38	・まちづくり協議会が継続する為に、早急に経費などの助成をしてほしい。	自主的な活動を行うまちづくり協議会を育成し、活動を促進するための支援を行う本制度の趣旨に鑑みた中で、まちづくり協議会の運営に係る事務的経費の助成を行うことは、難しいです。 なお、まちづくり協議会に対する区の支援としては、区職員によるワークショップの開催、合意形成のためのコンサルタントの派遣、都市づくりの情報提供などを検討しています。
⑦ 都市計画・景観計画の手続きに関するもの		
39	・「地区計画等の素案の申出」は、登録まちづくり協議会も可能ではないか。	地区計画の素案の申出については、都市計画法第 16 条第 3 項の規定により、申出者は「住民又は利害関係人」と限定されています。 そのため、登録まちづくり協議会で検討頂いた地区計画を申出の際は、代表者のお名前で申出頂くこととなります。
40	・登録まちづくり協議会および承認まちづくり協議会による都市計画・景観計画の提案は、都市計画法第 21 条の 2 に定める都市計画提案団体、景観法第 11 条に定める景観計画提案団体と理解してよいか。	ご意見のとおり、都市計画法及び景観法の提案制度における提案権者として、法律の中で団体を追加する場合は、その位置付けが条例に委任されています。
41	・都市計画の案の作成にあたり住民の意見を反映させるための必要な事項は、地区計画等に定める原案の公告・縦覧・意見書の手続きと同様、条例に定めるべきではないか。(2件)	地区計画の原案の公告・縦覧・意見書の手続きについては、都市計画法第 16 条第 2 項の規定により、条例に手続きが委任されていることから、本条例に定めていきます。 一方で、都市計画の案の作成(地区計画以外)
42	・都市計画法等に付加すべき手続き(公聴会開催等に必要措置、案の縦覧の期間延長など)を条例に定めるべきではないか。	については、条例に委任されている事項ではないことから、都市計画法第 16 条第 1 項に対する区の理念を条例に示し、具体的な手続き(公聴会、公聴会に代わる説明会の開催等)は、規則で定めることを検討しています。
⑧ 大規模土地取引行為の届出等に関するもの		
43	・大規模土地利用構想の届出に関しては、土地取引の 6 か月前(条例案では 3 ヶ月前)	大規模土地利用構想の届出については、大規模土地の買主(大規模開発事業者)から開発事



	とすることが必要ではないか。なぜ3ヶ月前なのか。	業の内容について届出をして頂きます。 当区の開発行為の許可制度や大規模建築物等指導要綱等の建築に係る条例・要綱等との関わりから、期限の設定を3カ月前としていきます。
44	・敷地面積 5,000 m <sup>2</sup> は 3,000 m <sup>2</sup> 以上とすることも検討し、その場合には区としての開発基準、事業配慮指針の策定と順守を規定することが必要ではないか。	大規模土地利用構想の届出対象面積となる 5,000 m <sup>2</sup> は、学区域への影響や土地利用転換による周辺の都市づくりへの影響などから、周辺に対して社会貢献を積極的に果たすべき規模として、妥当な規模であると認識しています。 なお、届出に対し区が行う要望等については、関係所管の意見のとりまとめを行う予定であり、具体的な要望等は、引き続き検討していきます。
45	・大規模開発事業者は、まちづくり協議会に対する情報提供だけでなく、周辺住民に対する周知および説明会の開催を義務づけることが必要ではないか。	本条例に基づく情報提供は、大規模な土地利用転換に対して、開発事業者とまちづくり協議会が、都市づくりのルールを踏まえたより良い開発となるために必要な内容を、協議頂くことを目的とした制度としています。そのため、周辺住民に対する情報提供を条例の中で位置付けることは考えていません。
46	・開発事業のうち、建築基準法第2条第13号に基づく建築を行う場合は、「板橋区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」の例によることを規定すべきではないか。	なお、一定の高さの建築物については、大規模開発事業者から周辺住民に対しての説明は、「東京都板橋区中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」又は「東京都中高層建築物の建築に係る紛争の予防と調整に関する条例」に基づき実施しています。
47	・大規模土地利用転換に事前に区が関与出来るようにすることで、別の企業を誘致出来る機会が増えることになるため、区の考えに賛同する。	「都市づくりビジョン」では、工業系の用途地域においては、工場の操業環境を維持・充実を図るため、積極的に現在の土地利用の維持・保全を図っていくこととしています。
48	・工業地域に工場が集中することで、住民とのトラブル等が少なくなる効果を期待出来る。	本条例により、やむを得ず共同住宅等に土地利用を転換する場合においても、まちづくり協議会や周辺の工場等と協議を行うことで、開発

49	<ul style="list-style-type: none"> <li>・区にとっても企業活動をやりやすくすることで、雇用を守り税収確保できるメリットがあると考えます。マンションに転換すると住民税が見込めるでしょうが一時的なものだと考える。</li> </ul>	<p>事業者や新たな住民に対して周辺に工場が立地していること等を伝える機会を確保し、周辺の環境と調和した計画的な土地利用の誘導を図っていきます。</p>
50	<ul style="list-style-type: none"> <li>・長年にわたり、工業地域という決められた用途地域の中で操業している事業者がこれからも操業しやすい環境を保障頂きたい。</li> </ul>	
51	<ul style="list-style-type: none"> <li>・(4)について、「当該建築物の入居者に対し、当該建築物が工業系用途地域にあることについて事前に説明を行うこと」に、「…説明を行い、入居希望者が周辺の平日操業時の状況を実際に確認するなど十分環境を理解したうえで募集・契約する。」というような内容を加えて頂きたい。</li> </ul>	<p>本制度では、開発事業者と周辺の工場が協議する機会を、条例により担保していきます。</p> <p>ご意見の内容については、開発事業者と工場が協議を進めていく中で、協定・協約を結ぶ方向性で協議を進めてください。</p>
⑨ その他の意見		
52	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例の中に使われる用語の定義を明確にすべきである。</li> </ul> <p>(都市計画・都市づくりの違い、都市づくり・開発事業、届出まちづくり協議会、登録まちづくり協議会 等)</p>	<p>条例や規則を制定する際は、用語や主語を明確にするなど、ご意見を踏まえ、検討していきます。</p>
53	<ul style="list-style-type: none"> <li>・条例案の概要が、主語が明確でないので分かりづらい。</li> </ul>	
54	<ul style="list-style-type: none"> <li>・資料内で、「区民等」や「区民」、「住民」と、微妙に用語が変わるところに違和感を覚える。</li> </ul>	<p>「都市づくりビジョン」や都市計画法の規定により、様々な表現を使用していますが、ご意見を踏まえ、条例を制定する際の使用の使い方について、引き続き検討していきます。</p>
55	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「都市づくり」と「まちづくり」は別々の考え方なのか。(2件)</li> </ul>	<p>板橋区の望ましい将来像を描く「板橋区基本構想」では、「区政全般」について概念的な意味合いで「まちづくり」という用語を使用しています。</p> <p>一方で、「都市づくりビジョン」は、都市機能の実現に係る取組の方針を示しているものになります。</p> <p>このようなことから、「板橋区基本構想」の「まちづくり」と区別するため、「都市づくりビジョン」では「都市づくり」として、計画内</p>

		で統一した用語を使用しています。
56	・「都市づくり」という語を敢えて条例の名に使用する意味は何か。	本条例は、「都市づくりビジョン」の推進に寄与することを目的としているため、「(仮称)板橋区都市づくり推進条例」としています。
57	・「都市づくりビジョン」では、高島平のUDCTakが「協働」の例として上がっているが、専門家主導という問題を抱えてないだろうか。UDCTakについて住民から批判があることは承知しているのか。	「都市づくりビジョン」では、多様な主体と連携した協働の都市づくりを推進するため、区内で活動するまちづくり協議会等の団体の活動内容をコラムとして紹介をしています。 アーバンデザインセンター高島平(UDCTak)は、「民・学・公」の連携により、「高島平地域グランドデザイン」で示した将来像の実現に向けたまちづくりを推進している団体と認識しています。引き続き、区が示す将来像の実現に向けた連携ができるよう働きかけを行っていきます。
58	・まちづくり協議会が継続した要素は色々考えられるが、時間のある時に板橋区を愛する皆様と意見交換ができればと思う。	区の支援として、まちづくり協議会同士の連携を検討しています。条例の制定を契機とし、区や区内のまちづくり協議会と意見交換をする場を設けることができるか検討していきます。
59	・条例案は、基本的には都市計画・景観計画、地区計画、大規模開発事業等に関わる条例だと考えられる。 その他の「都市づくりビジョン」に掲げられた以下の事業の推進はどのように進めるのか。 <ul style="list-style-type: none"> <li>▶ 道路・交通ネットワークの形成</li> <li>▶ 良質な住宅・コミュニティの形成</li> <li>▶ 緑と水の創出・保全</li> <li>▶ 低炭素・環境共生社会の実現</li> <li>▶ 街並み・景観の形成</li> <li>▶ 安心・安全な都市づくり</li> </ul>	「都市づくりビジョン」では、ご意見の6つの分野別の取組と「土地利用の誘導」を含めた7つの分野別の取組を定めています。 7つの分野別の取組方針に基づき、区のみならず多様な主体と協働して、様々な手法により取組を進めていくことを検討しています。
60	・道路・交通ネットワークの形成に関連しては、東京都第4次事業化計画・優先整備路線(都市計画道路の整備方針)について、区と区民との協働を掲げるならば、東京都	東京都、特別区及び26市2町は、平成28年3月に、「東京における都市計画道路の整備方針(第四次事業化計画)」を共同で策定しました。本整備方針の策定に向けては、平成27

	<p>と区の協議の経過を公表して頂くことが重要だと考えるがどうか。</p>	<p>年5月に中間のまとめ、12月に整備方針案を公表し、皆様からのご意見を参考に検討を進めてまいりました。</p> <p>また、第四次事業化計画による優先整備路線等を除く未着手の都市計画道路の在り方について、東京都、特別区及び26市2町が調査検討を行い、令和元年11月に「東京における都市計画道路の在り方に関する基本方針」を策定しました。</p> <p>いずれも検討経緯については、東京都都市整備局のホームページにて公表されています。</p>
61	<p>・ここ数年顕著な気候変動にともなう異常気象が頻発していることにともない、大規模災害に対する備えは急務である。区は地区居住者等の提案を踏まえて地区防災計画（災害対策基本法第42条の2）を策定し、条例に反映すべきではないか。</p>	<p>災害対策法に基づく地区防災計画で定める内容は、地区の居住者及び事業者が行う自発的な防災活動に関するものであり、地区計画制度の活用に主眼を置いた条例の趣旨と異なっていることから、本条例への反映は難しいです。</p> <p>地区計画制度を活用した大規模災害に対する都市づくりを検討する場合は、本制度をご活用ください。</p>
62	<p>・「都市建設委員会資料（本年5月14日）」について、本条例案を説明した項目「2課題」の「(1) 住民等が主体となった都市づくり」に記載の「住民自らが地域の都市づくりを検討の段階から主体的に進めていけるよう、複雑な都市づくりへの参画手続きを透明化するとともに住民発意の都市づくりを受け止める制度や、住民等が主体となった都市づくりの活動を促進する制度を充実する」との理念は、単にまちづくり協議会の設置についてだけを述べたものではないと推察するが、本条例案のどこにどのように反映されているか。</p>	<p>ご意見の内容については、以下のとおり条例案の概要の中に反映しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「複雑な都市づくりへの参画手続きの透明化」</li> <li>「5 区民発意による都市づくりの促進」</li> <li>「(1)まちづくり協議会の認知に係る事項」として、まちづくり協議会の組織育成、都市づくりのルールの検討、登録等した都市づくりのルールの自主的な運用（開発協議）の仕組みとして定めています。</li> <li>・「住民発意の都市づくりを受け止める制度」</li> <li>「5 区民発意による都市づくりの促進」</li> <li>「(2)都市づくりのルール（地区計画以外）の登録等に係る事項」として、地区計画以外の都市づくりのルールを区へ登録提案する手続きを定めています。また、「6 都市計画・景観計画の手続き」では、都市計画法や景観法に定める参画手続きとして定めています。</li> <li>・「住民等が主体となった都市づくりの活動を</li> </ul>

		<p>促進する制度」</p> <p>「5 区民発意による都市づくりの促進」</p> <p>「(1)まちづくり協議会の認知に係る事項」として、認知したまちづくり協議会に対する支援や</p> <p>「(3)地区の都市づくりの尊重」として、登録された都市づくりのルールへの適合や協議会との協議を行う旨を条例に規定することにより、認知したまちづくり協議会の活動を促進していきます。</p>
63	<p>・従前、各所で進められてきた(再)開発等の計画は、根拠条例に基づかない手続きで実施されており、現在の計画は、極めて法的安定性に欠けるものである。</p> <p>本条例は、そのような計画の不安定性を埋め合わせるものなのか。</p>	<p>区内各所で進められている再開発事業等については、都市計画法や都市再開発法に定められた手続きにより、適切に進められています。</p> <p>本条例の「区民発意による都市づくりの促進」に係る内容については、都市づくりの参画手続きや既存条例及び都市計画法に基づく手続きを整序化したものとなります。</p>
64	<p>・本条例により、今後も板橋では時代遅れの開発型改造とまち壊しを続けるということなのか。</p>	<p>本条例は、「都市づくりビジョン」の実現に寄与することを目的として、新たな開発に対し、区の要望を伝える機会の確保や区民発意の活動との調整機会を確保することにより、良好な開発を誘導していくことを規定した制度となっています。</p>
65	<p>・「都市づくりビジョン」の将来像である、「東京で一番住みたくなるまち」が目指すものがよくわからない。他区とどのように差別化するのか。</p>	<p>「都市づくりビジョン」では、「東京で一番住みたくなるまち」として評価されるまちを将来像として掲げ、選ばれるような区となることを目指しています。</p> <p>本ビジョンでは、「都市生活の質の向上」をさせるため、6つのテーマ毎に都市づくりの方向性や将来像を定めています。</p>
66	<p>・AIや量子コンピュータ等によるデジタルイノベーションがこれからの30年を大きく変化させ、産業構造も変わらざるを得ないと思う。</p> <p>その中で板橋区内企業の変革を「都市づくりビジョン」と連携させながら推進していくことが必要と思う。</p>	<p>区としても、次世代を牽引する新たな産業と連携した都市づくりについては、その必要性を認識しています。</p> <p>新たな産業と連携した都市づくりについては、「都市づくりビジョン」で定める6つのテーマの1つとして、都市づくりの在り方の方向性を示しています。</p>

<p>67</p>	<p>・今後、大小を問わず企業は他の業種、他の企業との連携性を高め、行動範囲を拡大することが求められてくる。</p> <p>そのような中で、東京の南の玄関口になるだろう品川と東京の北の玄関口である赤羽を都心東側で結ぶ線上にあるJR板橋駅の再開発については、利便性と機能性を大きく高めることが特に重要である。</p> <p>また、再開発を契機として、板橋駅と都営三田線を連携させて、沿線の地域安全性の確保と地域活性化のための行政サポートを実施することで、新たな産業集積構造と快適な生活空間を同時に再構築することが可能である。</p>	<p>板橋駅周辺では、「板橋駅西口周辺地区まちづくりプラン」に基づき、駅を中心とした複数の市街地再開発事業等を促進し、にぎわい・交流の拠点の形成を図っていきます。</p> <p>特に、板橋駅板橋口地区市街地再開発事業においては、区の玄関口として、産業・観光・文化等、区の発展に資する機能を整備する等、地域周辺の発展にも波及効果が得られるような取組を進めていきます。</p>
-----------	---	--